

水環境保全計画（平成23年～33年）

【目的】 多様な恩恵をもたらす自然の水循環系を健全に保ち、次世代に繋がる豊かな水環境を創出することを目的とする。

【概要】 「千葉市環境基本計画」における水環境について目指す環境像のうち、「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち」及び「健康で安心して暮らせるまち」を踏まえた計画と位置付ける。

＜基本理念＞
生命をはぐむ水の環を未来へ

基本方針

取組みの柱

→ いろいろな水辺の生き物の保全

- ・多自然川づくり
- ・水辺の自然環境保全・再生
- ・貴重な動植物の保護 等

→ 親しみのもてる水辺の創出

- ・人と水辺とのふれあい
- ・良好な景観

→ ゆたかな流れ（水量）の確保

- ・水源かん養域の保全・再生
- ・かん養機能の確保
- ・地下水の適正な利用

→ きれいな水（水質）の保全

- ・発生負荷の抑制
- ・地下水質の保全
- ・河川の浄化

取組みの状況

- ・多自然川づくりの推進
- ・ホタルの生息地の保護
- ・小生物の生息空間の保護（河川・湿地・斜面林等）
- ・生き物ふれあい意識の醸成（ふれあい自然観察会等）
- ・地域生態系の保全・再生 ほか

- ・河川浄化推進員による活動
- ・川辺の市民利用の推進
- ・調整池の公園的整備
- ・いずみグリーンビレッジ市民参加促進事業
- ・河川等環境の保全（アダプトプログラム）
- ・親水施設の整備・維持管理
- ・水辺における自然観察会、森林保全や水系の保全活動に取り組んでいる市民団体等への援助
- ・水環境にかかる情報発信・調査研究 ほか

- ・森林の育成・保全
- ・谷津田の保全
- ・特別緑地保全地区の指定
- ・透水性舗装等の整備促進
- ・水道事業
- ・里山の保全
- ・湧水の保全
- ・雨水貯留浸透施設設置
- ・市民協働による維持管理 ほか

- ・生活排水対策
- ・地下水調査による汚染状況の把握
- ・河川の浚渫・ゴミの除去
- ・下水処理場における高度処理の推進
- ・畜産環境対策の推進
- ・工場事業場の排水指導
- ・公共下水道への接続の推進
- ・環境保全型農業
- ・有害物質の地下浸透の禁止
- ・産廃残土の適正処理の指導
- ・東京湾総量削減計画の推進 ほか

対象指標

水生生物の確認数

地点ごとの出現数の合計		
	H17～22	H23～27
河川		
魚類	92	113
底生生物	487	615
植物	1,872	1,895
海域		
魚類	56	41
底生生物	71	－

※H23以降海域の底生生物調査は未実施

⇒ 市民アンケートを活用した指標の新規設定

最大流量達成状況

	23	24	25	26	27
達成数/地点数	0/10	1/10	0/10	2/10	0/10

※観測地点数 10地点

⇒ 水質目標値達成状況

	23	24	25	26	27
達成数/地点数	17/17	17/17	17/17	17/17	17/17
河川	17/17	17/17	17/17	17/17	17/17
海域	0/2	1/2	1/2	0/2	1/2

※河川(BOD)17地点、海域(COD)2地点

評価

取組みの成果により、河川の各水域において、個体数の増加が確認できた。ただし、指標生物及び重要種の確認数は横ばいであり、今後も取り組みを続ける必要がある。

昨今の経済社会情勢を踏まえると、水域別の物理環境について大規模な改修等は出来ないまでも、着実にソフト事業を継続しており、今後も取り組みを続ける必要がある。

水域毎の目標値に対して、達成は低く、流量の確保に向けた取り組みを継続する必要がある。

河川については全ての地点で目標値を達成しているが、海域については未達成の状態である。

課題

計画目標種が生息できる水環境の改善を目指し、河川環境の整備、河川周辺の自然環境の保全・再生等の推進。関係機関と連携した特定外来生物の駆除。

経済社会情勢により、計画に示されている施策の見直し。ソフト事業の充実。

谷津田や樹林地の保全、地下水採取の規制指導、行政・市民及び開発事業者等との連携による雨水浸透施設整備等を促進し、流量を減らさない工夫を練る。

下水道処理施設の高度処理化等の推進、生活排水対策の推進（公共下水道の接続、農業集落排水施設への接続、合併浄化槽の設置）東京湾に関与する自治体の連携した取り組みによる海域の水質改善。

【改定の目的】

水環境保全計画（平成23年～平成33年度）の実施から5年が経過する平成27年度末において、本計画の中間評価を行うとともに、近年の環境の変化を踏まえた、各水域の基礎データの時点修正や生物指標データの再設定、水環境をとりまく社会情勢等の変化に対応するため、計画の一部を改定する。

【改定の視点】

- 1 各水域の特性を踏まえた計画の見直し
- ・基本方針を踏まえた事業分類の見直し
 - ・水生生物の解析結果を踏まえた中長期的な指標生物の検証・検討

- 2 市民との協働
- ・市民意識を踏まえた内容の検討
 - ・河川浄化推進員の業務内容・定数の見直し

- 3 関係法令・計画との整合性の確保
- ・水循環基本法
 - ・生物多様性基本法
 - ・湖沼水質保全計画（第7期）
 - ・印旛沼流域水循環健全化計画（第2期行動計画）
 - ・生活排水対策推進計画
 - ・生活排水処理基本計画

【主な改定ポイント】

- ・計画の理念・目的
関係法令・市民意識を踏まえた加筆修正。
- ・生物指標の再設定
過去の調査結果（H13～27）及びボランティア団体の調査結果等を比較検討し、より実態に即した水生生物指標を設定し、重点的に取り組む。
- ・鹿島川の流出水対策
湖沼水質ワースト1の印旛沼の水質改善に向け、農地対策として施肥法の改善等の普及、環境にやさしい農業の普及に重点的に取り組む。